

# 人事委員会年報

平成 23 年度

新潟市人事委員会

# 目 次

## 第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

## 第2章 事業概要

1	採用	9
	(1) 採用試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	13
	(1) 昇任試験	
	(2) 昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告	14
4	条例の制定・改廃に対する意見	20
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	20
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	22
7	不利益処分に関する不服申立て	22
8	苦情相談	22
9	退職手当の支給制限等の処分についての調査審議	22
10	職員団体の登録	23
11	管理職員等の範囲	23
12	労働基準監督機関としての職権の行使	26
	(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
13	人事委員会規則等の制定・改廃	28

## 第1章 組織と運営

### 1 人事委員会の設置

平成19年4月1日、新潟市は、本州日本海側初の政令指定都市となりました。

それに先立ち、新潟市人事委員会は、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、新潟市人事委員会設置条例に基づき、平成19年1月11日に設置されました。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成24年4月1日現在)

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	丸山 正	19. 1. 11	23. 1. 11 ～ 27. 1. 10	弁護士
委員 (委員長 職務代理者)	木戸 邦彦	19. 1. 11	21. 1. 11 ～ 25. 1. 10	元新潟市総務局総務部長
委員	大掛 幸子	19. 1. 11	22. 1. 11 ～ 26. 1. 10	ホテル朱鷺メッセ(株) ホテル日航新潟 シニアマネージャー

### 3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

#### (1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

#### (2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

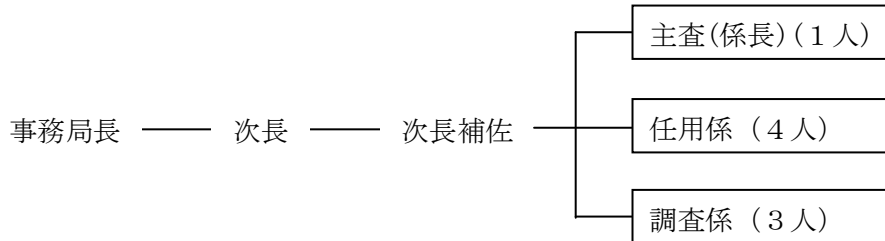
#### (3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

#### 4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 24 年 4 月 1 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 11 人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 職階制に関すること。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の収受，発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算，決算に関すること。

## 5 予算

平成 23 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	93,939
報酬	4,668
給料	42,177
職員手当等	22,919
共済費	14,011
旅費	1,711
需用費	1,205
役務費	289
委託料	4,461
使用料及び賃借料	536
負担金補助及び交付金	1,962

## 6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 23 年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	23. 4. 6 14:58 開会 17:26 閉会	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 23 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について</li> <li>2 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則について</li> <li>3 職員の俸給訂正のための承認について</li> <li>4 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則について</li> <li>5 俸給表適用の承認について</li> <li>6 新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部改正について</li> <li>7 「時間外手当の運用について」の廃止について</li> <li>8 新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の一部改正について</li> <li>9 「新潟市給与条例の運用方針について」の一部改正について</li> <li>10 平成 23 年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務委任について</li> <li>11 公平審査事案について</li> </ol> <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 23 年職種別民間給与実態調査について</li> <li>2 平成 23 年 2 月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について</li> </ol>

第2回 定例会	23. 4. 20 14:58 開会 16:52 閉会	議案 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について 2 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年職員給与実態調査の実施について 2 平成 23 年 3 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第1回 臨時会	23. 4. 28 10:01 開会 11:05 閉会	議案 1 平成 22 年（不）第 1 号事案 口頭審理（第 2 回） 2 退職手当の支給制限等の処分にかかる人事委員会への諮問について
第3回 定例会	23. 5. 11 15:59 開会 17:31 閉会	議案 1 退職手当の支給制限等の処分にかかる人事委員会への諮問について 2 公平審査事案について 報告 1 平成 2 3 年度任期付職員採用試験の受験状況について
第4回 定例会	23. 5. 25 15:00 開会 17:35 閉会	議案 1 平成 2 3 年度任期付職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 退職手当の支給制限等の処分にかかる諮問に基づく調査審議について 3 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年度任期付職員採用試験の受験状況について 2 平成 23 年度職種別民間給与実態調査について 3 平成 23 年 4 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第5回 定例会	23. 6. 14 10:00 開会 12:15 閉会	議案 1 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について 2 「住居手当の運用について」の一部改正について 3 退職手当の支給制限等の処分にかかる諮問に基づく答申（案）について 4 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について 2 平成 23 年職種別民間給与実態調査について
第6回 定例会	23. 6. 22 15:00 開会 17:43 閉会	議案 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度）の実施について 2 平成 23 年度任期付職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 3 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年 5 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第7回 定例会	23. 7. 13 15:02 開会 17:31 閉会	議案 1 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度）の受験状況について

第8回 定例会	23. 7. 27 14:58 開会 17:34 閉会	議案 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（消防士B, 獣医師）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成 23 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の実施について 3 平成 23 年度新潟市職員採用試験（身体障がい者）の実施について 4 職員を昇任させるための選考について 5 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年 6 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第9回 定例会	23. 8. 17 14:55 開会 16:54 閉会	議案 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について（一般行政, 消防士B, 獣医師以外） 2 公平審査事案について
第10回 定例会	23. 8. 30 15:02 開会 17:33 閉会	議案 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について（一般行政） 2 平成 23 年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務委任について 3 公平審査事案について 報告 1 職員給与実態調査結果について
第11回 定例会	23. 9. 13 9:59 開会 12:04 閉会	議案 1 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の申込状況について 2 新潟市労働組合連合会からの申入れについて 3 平成 23 年 7 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第12回 定例会	23. 9. 28 15:02 開会 17:22 閉会	議案 1 俸給決定のための承認について 2 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の受験状況について 2 平成 23 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の申込状況について 3 新潟市任期付職員任用候補者名簿の有効期間の延長について
第13回 定例会	23. 10. 5 13:16 開会 16:46 閉会	協議 1 平成 23 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第14回 定例会	23. 10. 12 13:14 開会 16:45 閉会	協議 1 平成 23 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 新潟市労働組合連合会からの申入れについて
第2回 臨時会	23. 10. 14 15:03 開会 17:02 閉会	協議 1 平成 23 年職員の給与等に関する報告及び勧告について



第3回 臨時会	23.10.19 13:14 開会 17:05 閉会	協議 1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第4回 臨時会	23.10.26 14:08 開会 16:05 閉会	協議 1 平成23年職員の給与等に関する報告について
第5回 臨時会	23.11.1 15:43 開会 15:55 閉会	議事 1 平成23年職員の給与等に関する報告について
第15回 定例会	23.11.16 15:04 開会 17:06 閉会	議案 1 平成23年度新潟市職員採用試験（免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成23年度新潟市職員採用試験（保健師）の実施について 3 平成23年度任期付職員採用試験の実施について 4 公平審査事案について 報告 1 平成23年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の受験状況について 2 平成23年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用試験の受験状況について 3 平成23年8月及び9月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第16回 定例会	23.11.30 15:00 開会 17:31 閉会	議案 1 条例案に対する意見について 2 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 3 平成23年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 4 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について 5 公平審査事案について 報告 1 平成23年10月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第17回 定例会	23.12.14 15:01 開会 16:18 閉会	議案 1 平成23年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 3 公平審査事案について 報告 1 平成23年11月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第18回 定例会	23.12.21 16:02 開会 17:04 閉会	議案 1 平成23年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 俸給の訂正の承認について 3 俸給決定のための承認について 報告 1 平成23年度新潟市職員採用試験（保健師・任期付職員）の申込状況について
第19回 定例会	24.1.11 15:00 開会 17:02 閉会	議案 1 給与に関する支払監理の実施について 2 公平審査事案について

第 20 回 定例会	24. 1. 25 15:03 開会 17:02 閉会	議案 1 公平審査事案について 報告 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（保健師・任期付職員）の受験状況について 2 平成 23 年 12 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 21 回 定例会	24. 2. 15 15:01 開会 17:07 閉会	議案 1 新潟市民病院職員の採用選考に関する事務の委任について 2 平成 24 年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について 3 職員を昇任させるための選考について 4 職員の給与に関する支払監理の結果について 5 公平審査事案について
第 22 回 定例会	24. 2. 22 15:00 開会 17:10 閉会	議案 1 平成 23 年度新潟市職員採用試験（保健師，任期付短時間勤務職員・社会福祉）の最終合格者の決定および名簿の確定について 2 子どものための手当の認定及び支給に関する事務委任について 3 職員を昇任させるための選考について 4 俸給訂正のための承認について 5 公平審査事案について 報告 1 平成 24 年 1 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 23 回 定例会	24. 3. 14 15:00 開会 17:20 閉会	議案 1 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について 2 公平審査事案について 報告 1 職員の給与に関する支払監理結果に対する改善報告について
第 24 回 定例会	24. 3. 28 14:58 開会 17:32 閉会	議案 1 職員の昇格級決定のための承認について 2 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について 3 俸給表適用の承認について 4 公平審査事案について 5 事務局職員の人事発令について

## 第2章 事業概要

### 1 採用

#### (1) 採用試験

平成23年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

#### ア 実施日

区分	職 種	第一次試験日			第二次試験日				第三次試験日				最終合格発表日
		筆記試験	作文試験	適性検査	作文試験	適性検査	集団面接	個別面接	作文試験	適性検査	集団面接	個別面接	
大学卒業程度	一般行政	6/26	/	/	/	/	/	7/21.22	8/5	8/22~24		8/31	
	社会福祉							7/15	8/2~3		/	/	/
	精神保健福祉相談員								8/3				
	土木								8/8				
	土木(水道)								8/9				
	建築								8/5				
	電気								8/5				
	電気(水道)								8/9				
	機械								8/5				
	化学								8/4				
	化学(水道)								8/9				
	消防士A							6/27	8/1				/
	消防士B	7/19~20				7/28							
免許資格職	獣医師 ※1	/			7/8				/		7/28		
	保健師	6/26	/			7/15	8/3		/		8/18		
		1/15	/			2/8				2/23			
	薬剤師(行政)	6/26	/			7/15	8/4		/		8/18		
	薬剤師(病院)		/			7/23	7/23						
	助産師	10/16	/			11/19		11/19		12/1			
	診療放射線技師	9/25	/			10/23		10/23		/	11/17		
	臨床検査技師		10/22		10/22								
	臨床工学技師		10/23		10/23								
	理学療法士		10/29		10/29								
作業療法士	10/30		10/30										

	言語聴覚士	9/25	/	10/30	10/30	/	/	11/17		
	保育士A			10/19	11/11, 14, 15			12/1		
	栄養士				11/18					
	保育士B	10/16		11/13	12/10~11			12/22		
高校卒業程度	一般事務	9/25	/	10/19	11/18	/	/	12/1		
	土木									
	学校事務A				10/21				11/10	11/23
	学校事務B									
	消防士	10/18		11/17						
民間企業等経験者	一般行政	10/16	/		11/13	11/27	12/11	12/22		
	社会福祉			11/13	12/4					
	一般行政(国際)				12/4					
	土木				12/3					
	土木(水道)			11/13	12/10					
	建築	6/26		7/24	8/7		8/18			
		10/16		11/13	12/3		12/22			
	電気	6/26								
機械	7/24		8/7		8/18					
任期付職員	一般事務	4/24	/		5/19	/	/	5/26		
	一般事務 (ア・ト・語学・専門スタッフ)	5/22		6/15	6/23					
任期付短時間勤務職員	社会福祉	4/24	/		5/19	/	/	5/26		
		1/15		2/8	2/23					

※1 獣医師は第一次試験と第二次試験の区分なし

イ 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍 率 ((A)/(B))	
大 学 卒 業 程 度	一般行政	701	487	45	10.8	
	社会福祉	79	68	20	3.4	
	精神保健福祉相談員	8	8	3	2.7	
	土木	57	42	11	3.8	
	土木 (水道)	7	6	3	2.0	
	建築	33	23	2	11.5	
	電気	13	6	0	—	
	電気 (水道)	5	3	1	3.0	
	機械	21	15	3	5.0	
	化学	43	30	5	6.0	
	化学 (水道)	7	7	2	3.5	
	消防士A	77	66	5	13.2	
	消防士B	82	80	22	3.6	
	免 許 資 格 職	保育士A	149	135	29	4.7
保育士B		169	152	23	6.6	
獣医師		9	7	6	1.2	
栄養士		41	31	3	10.3	
保健師		(第1回目)	52	45	4	11.3
		(第2回目)	29	25	5	5.0
薬剤師 (行政)		11	10	1	10.0	
薬剤師 (病院)		15	15	3	5.0	
診療放射線技師		25	19	2	9.5	
臨床検査技師		34	28	5	5.6	
臨床工学技士		16	15	4	3.8	
理学療法士		29	26	3	8.7	
作業療法士		9	8	1	8.0	
言語聴覚士		9	8	1	8.0	
助産師	(第1回目)	3	3	2	1.5	
	(第2回目)	4	3	3	1.0	
高校	一般事務	71	57	4	14.3	

卒業 程度	学校事務A		65	52	4	13.0
	学校事務B		135	106	1	106.0
	土木		6	5	2	2.5
	消防士		118	110	14	7.9
民間 企業 等経 験者	一般行政		381	320	8	40.0
	一般行政（国際）		8	8	1	8.0
	社会福祉		38	34	5	6.8
	土木		46	36	7	5.1
	土木（水道）		18	12	3	4.0
	建築	（第1回目）	34	30	1	30.0
		（第2回目）	39	36	5	7.2
	電気		11	11	2	5.5
	機械		12	11	1	11.0
任期 付職 員	一般事務		27	23	8	2.9
	一般事務（アトスタッフ）		42	33	7	4.7
	一般事務（語学スタッフ）		3	3	2	1.5
	一般事務（専門スタッフ）		60	53	6	8.8
任期 付短 時間 勤務 職員	社会福祉	（第1回目）	18	16	6	2.7
		（第2回目）	38	31	12	2.6
合 計			2,907	2,358	316	7.5

## （2）採用選考

ア 平成 23 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの  
 以外は、次のとおりです。

### （ア）実施日

区 分	職 種	第一次試験日		第二次試験日		最 終 合 格 発 表 日
		筆記試験	適性検査	作文	個別面接	
身体障がい者	一般事務	10/30		12/4		12/15
	学校事務			11/23		

(イ) 実施状況

区 分	職 種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍 率 ((A)/(B))
身体障がい者	一般事務	30	23	0	—
	学校事務	7	6	1	6.0

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者	事務職	3人
	施設専門職	1人
	看護師	76人

## 2 昇任

### (1) 昇任試験

平成 23 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

### (2) 昇任選考

平成 23 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

任命権者 役職	市 長	消防長	病 院 事 業 管理者	水 道 事 業 管理者	合 計
部 長	9	0	0	0	9
課 長	38	2	1	2	43
合 計	47	2	1	2	52

### 3 職員の給与等に関する報告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成23年11月1日に「職員の給与等に関する報告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

#### 報 告 (概 要)

##### 第1 職員の給与等

###### 1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「平成23年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は5,211人で、平均年齢は43.2歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給338,270円、扶養手当9,265円、管理職手当5,470円、住居手当3,912円、その他の手当1,327円の合計358,244円(昨年361,557円、昨年比△3,313円)である。これは、過去3年間で12,918円減少したこととなる。

###### 2 民間事業所従業員の給与等の調査

###### (1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の392事業所から層化無作為抽出法(注)により抽出した95事業所について、「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

(注)層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化(グループ分け)し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

###### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は94.7%、調査実人員は3,314人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。



本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	24.1	20.9	—	55.0
課長級	22.2	20.2	1.2	56.4

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	90.5	82.6	22.7	5.4	54.5	7.9	9.5
課長級	82.6	72.4	21.2	3.4	47.8	10.2	17.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 雇用調整の実施状況

第3表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所の割合
採用の停止・抑制	9.0
部門の整理・部門間の配転	5.1
残業の規制	4.4
賃金カット	4.0
一時帰休・休業	3.8
転籍出向	3.0
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.6
希望退職者の募集	1.6
正社員の解雇	—
ワークシェアリング	—
雇用調整を実施した事業所	21.7

(注) 1 平成23年1月以降の実施状況である。

2 項目の内容は複数回答である。

ウ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で33.9% (昨年28.1%)、高校卒で

7.9%（同 5.8%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 188,435 円（同 192,431 円）、高校卒で 152,477 円（同 157,519 円）となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 12,055 円（昨年 12,485 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 21,828 円（同 23,850 円）となっている。

(ウ) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額 of 3.97 月分（昨年 3.93 月分）に相当している。

### 3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレ方式」で、4 月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第 4 表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
359,419 円	359,449 円	△30 円

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。  
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。  
3 職員給与には、給与構造改革に伴う経過措置額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.95 月）は、民間における特別給の支給割合（3.97 月）を 0.02 月分下回っている。

### 4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の新潟市における消費者物価指数は、昨年 4 月と比較して 0.7% 下落している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2 人世帯では 169,630 円、3 人世帯では 192,980 円、4 人世帯では 216,340 円となっている。

(2) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の平成 22 年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表（一）の適用職員の給料額（基本給）を 100 としたラスパイレ方式による本市の一般行政職の水準は、98.8（政令指定都市平均 101.5）となっている。

第5表 本市職員のラスパイレス指数の推移

平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
98.1	98.2	98.8

#### 5 本年の給与の改定

本年4月時点で、職員給与が民間給与を30円(0.01%)上回っていることが判明し、以下の事情を総合的に勘案した結果、本年は、一般俸給表適用職員について、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

- 1 諸手当については、民間の各手当の支給状況等を踏まえると、今回のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないこと。
- 2 俸給表については、本年の較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないこと。

特別給については、前記のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数と概ね均衡していたことから、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととした。

以上のように、本年は、一般俸給表適用職員について、月例給及び特別給の水準改定は行わないこととした。また、一般俸給表以外の俸給表適用職員については、一般俸給表適用職員との均衡を考慮し、水準改定を行わないこととした。

#### 6 その他給与に関する課題

##### (1) 給与構造改革における経過措置額の検討

経過措置額の扱いについては、職員給与における世代間の配分のあり方についても含め、今後の定年の段階的な引き上げを見据え、検討を進めていくこととする。

##### (2) 勤務実績の給与への反映

職員の士気を高めるためにも、積極的な運用が図られるべきであり、今後は、今まで以上に適切に運用し、より実効性のあるものとしていく必要がある。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 多様で有為・有能な人材の確保

人物重視の採用を進め、多様で有為・有能な人材の確保に努めてきたが、今後も採用環境は厳しいことが予想されることから、引き続き広く人材を求めるとともに、試験内容等について更に検討を進めていくこととする。

#### (2) 人材の育成

各年代に応じた適材適所の配置を行うことで、職員の能力を有効に活用することにより、組織力を高めようとしている。引き続き、職員のキャリア形成を支援し、市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

#### (3) 人事評価制度

人材育成を目的として、昨年度から正式に運用されている。能力・実績に基づく人事管理を行うことは重要であり、人事評価制度の評価手法、評価結果等の検証を行うことにより、この制度の納得性・信頼性を高め、今後は、評価結果の給与への反映及び昇任昇格等の人事管理へ活用できるよう検討を進めていく必要がある。

### 2 職員の勤務環境の整備

#### (1) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和、士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。本市においては、縮減に向けて様々な取組を強化しているところであるが、平成22年度の職員1人当たりの平均超過勤務時間数は、平成21年度とほぼ変わらない状況にある。

職員は、計画的かつ効率的に業務を遂行するよう心がけ、公務遂行能力の向上や業務の見直しを自らの課題として取り組むことが必要。管理職員は、長時間の超過勤務をしている職員について、その要因を分析し、適宜、業務の見直しや改善、適切な進行管理を行うなど、これまで以上にリーダーシップを発揮することが必要。任命権者は、恒常的に超過勤務が多い職場については業務量に応じた適切な人員配置をすることはもとより、先進的な取組を行っている事例の研究を進めるなど、実効性のある超過勤務の縮減に取り組むことが必要。

#### (2) メンタルヘルス対策

本年9月、リワーク研修センターが開設され、こころの健康問題等により療養中の職員に対して、職場復帰と再発予防を目指す職場復帰支援研修（リワーク研修）を開始したところ。職場全体の理解を高めることなど、職場環境の改善と併せ、その予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として進めていくことが必要である。

### (3) 男性職員の育児休業取得率の向上

男性職員の育児休業取得を促進するため、給与制度の面からも、男性職員が育児休業を取得しやすくなるよう、育児休業取得期間が1か月以下である職員については、期末手当の支給割合を減じない措置を講じることとする。

### 3 高齢期の雇用問題

人事院は、公的年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に65歳へ引き上げられることに合わせ、平成25年度から平成37年度に向けて、60歳を超える職員の給与の抑制や多様な働き方を可能とする措置を講じながら、国家公務員の定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当であるとし、国家公務員法等の改正について意見の申出を行った。公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げが目前に迫っていることから、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、高齢期の雇用に関する課題を整理し、検討することが必要。

### 4 公務員倫理の確保

任命権者にあっては、あらゆる機会を捉え、服務規律の徹底を図ってきたところであるが、今後も服務規律を徹底させるよう更に努力をする必要がある。

#### 4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
23. 11. 30	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	人事院において、東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例規則が制定され、新潟市職員の勤務においても著しく危険、困難、不快又は不健康な勤務その他の著しく特殊な勤務が生じたため、災害応急作業手当及び死体処理手当を追加規定するもの。	職員が東日本大震災に対処するため著しく危険、困難、不快又は不健康な勤務その他著しく特殊な勤務に従事した場合の特殊勤務手当を追加するものであり、異議はない。

#### 5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成 23 年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

##### (1) 任用関係

申請者	申 請 ・ 協 議 事 項 の 概 要		承認等
	内 容	対 象	年月日
市 長	臨時的任用の職の承認について	1 人	承認 23. 4. 28
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (山口国体に職員参加)	1 人	承認 23. 9. 26
市 長	臨時的任用の職の承認について	17 人	承認 23. 9. 30
市 長	臨時的任用の職の承認について	1 人	承認 23. 11. 30
市 長	臨時的任用の職の承認について	1 人	承認 23. 12. 18

市 長	臨時的任用の職の承認について	39 人	承認 24. 3. 30
-----	----------------	------	-----------------

(2) 給与関係

申請者	申 請 ・ 協 議 事 項 の 概 要		承認等 年月日
	内 容	対 象	
消防長	俸給訂正のための承認について	5 人	承認 23. 4. 6
市 長	俸給表適用の承認について	6 人	承認 23. 4. 6
市 長	平成 23 年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務委任について	—	応諾 23. 4. 6
市 長	平成 23 年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務委任について	—	応諾 23. 8. 30
教育委員会	俸給決定のための承認について	1 人	承認 23. 9. 28
市 長	俸給訂正のための承認について	2 人	承認 23. 12. 21
教育委員会	俸給決定のための承認について	1 人	承認 23. 12. 21
市 長	子どものための手当の認定及び支給に関する事務委任について	—	応諾 24. 2. 22
市 長	俸給訂正のための承認について	1 人	承認 24. 2. 22
市 長	俸給表適用の承認について	6 人	承認 24. 3. 28
市 長 教育委員会	俸給決定のための承認について	25 人	承認 24. 3. 28
市 長 教育委員会 代表監査委員 消防長	昇格級決定のための承認について	84 人	承認 24. 3. 28

## 6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 23 年度における勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

## 7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 23 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 17 年（不） 第 1 号事案	懲戒（減給）処分取消	17. 2. 25	24. 3. 28 処分取消
平成 22 年（不） 第 1 号事案	懲戒（免職）処分取消	22. 3. 10	23. 8. 17 処分修正 （停職 6 月）
平成 23 年（不） 第 1 号事案	再任用の任期更新拒否 （解雇）取消	23. 5. 30	23. 11. 30 却下

## 8 苦情相談

平成 23 年度は、職員からの苦情相談はありませんでした。

## 9 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議

在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められる場合、退職手当管理機関が退職手当の支給制限及び返納命令を行う際は、人事委員会へ諮問することになっています。

平成 23 年 4 月 26 日に退職手当管理機関である新潟市水道事業管理者より退職手当の全部不支給とする処分（案）について諮問があり、同年 6 月 14 日に妥当と認める答申を行いました。



## 10 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成24年4月1日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区白山浦1丁目425番地9 市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通1番町86番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原6丁目3番3号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町2丁目11番4号 高校会館内

## 11 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成24年4月1日現在)

機関		職
本庁	議会事務局	局長、次長、課長及び課長補佐
	市長部局	理事、技監、危機管理監、部長、局長、担当部長、本部長、会計管理者、部に置かれる次長、参事、課長、担当課長、課長補佐及び課に置かれる室の室長 地域・魅力創造部の政策監、主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部政策調整課及び大都市制度推進課の主幹及び市長が特に命じた主査

		<p>地域・魅力創造部の企画・広報監</p> <p>文化観光・スポーツ部の美術企画監</p> <p>保健衛生部の医監</p> <p>経済・国際部の産業政策監</p> <p>下水道部経営企画課の経理係長</p> <p>総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長</p> <p>総務部行政経営課の行政改革係長及び組織評価係長</p> <p>総務部のIT政策監</p> <p>総務部人事課の人事及び服務担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)</p> <p>総務部職員課の安全衛生係長及び給与係長並びに給与担当の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)。並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事</p> <p>財務部の副参事</p> <p>財務部財務課の係長</p> <p>会計課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>都市政策研究所の副所長，主任研究員，事務局長，事務局次長，主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事</p>
	教育委員会事務局	<p>教育長，教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長</p> <p>教育総務課の総務企画係長及び職員係長</p> <p>学校支援課の総括指導主事</p> <p>教職員課の総括管理主事及び管理主事</p>
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長，次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	<p>区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長</p> <p>地域課の企画係長及び区政推進係長</p> <p>総務課の総務係長及び管理財務係長</p>
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長

	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	水の駅「ビュー福島潟」	館長
	コミュニティセンター	所長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	新津B&G海洋センター	所長
	巻文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
本庁又は区役所以 外の機関	東京事務所	所長及び副所長
	消費生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長
	文化財センター	所長
	清掃事務所	所長
	清掃センター	所長
	白根環境事業所	所長
	新津クリーンセンター	所長
	処分地管理事務所	所長
	東処理センター	所長
	児童相談所	所長，副所長及び所長補佐
	幼児ことばとこころの相談センター	所長
	ひしのみ園	園長
	明生園	園長
	めいせいデイサポートセンター	所長
	身体障がい者更生相談所	所長，副所長及び所長補佐
	知的障がい者更生相談所	所長，副所長及び所長補佐
	こころの健康センター	所長及び所長補佐
	大山台高齢者福祉センター	所長
	保健所	所長，次長，課長及び課長補佐
	食品環境センター	所長

食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長，次長及び次長補佐
中央卸売市場	場長，次長及び次長補佐
園芸センター	所長
食育・花育センター	所長
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長，課長及び課長補佐
技術管理センター	所長，課長及び課長補佐
地域土木事務所	所長，課長及び課長補佐
地域下水道事務所	所長，次長及び次長補佐
下水道管理センター	所長，課長及び課長補佐
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長，教頭及び事務長
中等教育学校	校長，教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長，次長及び次長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長，課長及び課長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長
総合教育センター	所長及び所長補佐
視聴覚センター	所長
教育相談センター	所長
教育事務所	所長
学校給食センター	所長
特別支援教育サポートセンター	所長

## 12 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所に労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成24年4月1日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人 事 委 員 会	第12号 教育・研究・調査の 事業	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・園芸センター・北区郷土博物館・水の駅「ビュー福島潟」・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・視聴覚センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除く。）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く。）・特別支援学校（給食場を除く。）
	別表第1 の各号に 属さない 事業	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・幼児ことばとこころの相談センター・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食品衛生検査所・中央卸売市場・食育・花育センター・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・亀田市民会館・西新潟市民会館・黒埼市民会館・新津地域学園・新津 B&G 海洋センター・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育事務所・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局
労 働 基 準 監 督 署	第1号 製造・加工 業	学校給食場・給食センター
	第13号 保健・衛生 業	ひしのみ園・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・大山台高齢者福祉センター・保健所・食品環境センター・地域保健福祉センター・保育園
	第15号 清掃・と畜 場業	清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理センター・白根環境事業所・新津クリーンセンター

## (2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 23 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項 目	件 数
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	40
健康診断結果報告書の受理	17
解雇予告除外認定	2
死傷病報告の受理	8

## 13 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 23 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

### (1) 規則

番 号	公布年月日 (施行年月日)	名 称	制定・改廃の概要
平成 23 年 第 8 号	23. 4. 12 (23. 4. 12)	新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正に伴う、1 日のみなし勤務時間の改正
平成 23 年 第 9 号	23. 4. 12 (23. 4. 12)	新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	平成 23 年度組織改正に伴う俸給表の適用範囲の改正
平成 23 年 第 10 号	23. 4. 12 (23. 4. 12)	新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正による勤務時間の短縮に伴う、週休日の振替等に係る時間外勤務手当の対象から除かれる時間の改正  勤務 1 時間当たりの給与額の算定基礎について改正を行い、その算定基礎から減ずる休日の勤務時間数の改正  月 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引上げ

			に関し、日曜日等月 60 時間の時間外勤務時間の積算基礎から除く勤務時間を定めている事項を削除
平成 23 年第 11 号	23. 4. 12 (23. 4. 12)	新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例の一部改正に伴う、給与の減額方法等の改正
平成 23 年第 12 号	23. 6. 20 (23. 7. 1)	新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 23 年 7 月 1 日から、東日本大震災に係る仙台市の復旧・復興事業等に従事する同市に在勤する職員が生じるため、新たに支給対象地域を追加する改正
平成 23 年第 13 号	23. 11. 30 (23. 11. 30)	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	育児休業に係る承認期間が 1 か月以下である職員について、基準日以前 6 月以内の期間における在職期間の算定に当たり、当該育児休業の期間を除算せず、支給割合を減じないこととする改正
平成 24 年第 1 号	24. 3. 21 (24. 4. 1)	新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則	大学 6 年制課程を卒業した薬剤師の初任給基準を定める初任給基準表の改正 司法試験予備試験合格者の学歴を専門職大学院修了相当とする学歴免許等資格区分表の改正

平成 23 年度

## 人事委員会年報

平成 24 年 11 月発行

新潟市人事委員会事務局  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1  
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151